

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第七項、第七条第五項第四号へ、リ及びヌ、第九条の九第八項（同法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十二条の二第一項並びに第十五条の四の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の七」を「第五条の十」に、「第七条の四」を「第七条の六」に改める。

第四条第二号中「第七条第三項第四号イからチ」を「第七条第五項第四号イからヌ」に改める。

第四条の七中「第七条第五項」を「第七条第七項」に改め、同条を第四条の八とする。

第四条の六（見出しを含む。）中「第七条第三項第四号ト及びチ」を「第七条第五項第四号へ、リ及びヌ」に改め、同条を第四条の七とする。

第四条の五（見出しを含む。）中「第七条第三項第四号八」を「第七条第五項第四号八」に改め、同条を第四条の六とする。

第四条の四を第四条の五とし、第四条の三の次に次の一条を加える。

（事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準）

第四条の四 法第六条の二第七項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

二 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生にあつては、その運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

第二章中第五条の七の次に次の三条を加える。

（広域的处理に係る変更の認定）

第五条の八 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境

省令で定めるところにより、環境大臣の変更の認定を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 一 当該認定に係る処理の内容に関する事項
- 二 当該認定に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）に関する事項
- 三 当該認定に係る処理の用に供する施設に関する事項

（認定証）

第五条の九 環境大臣は、法第九条の九第一項の認定をしたとき、又は前条の規定により変更の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

（廃止等の届出）

第五条の十 法第九条の九第一項の認定を受けた者は、第五条の八ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは法第九条の九第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該認定に係る処理の事業の全部若しくは一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を環境大臣に

届け出なければならない。

第六条第一項第二号ロ(3)中「保管する産業廃棄物」の下に「(当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。)」を加える。

第六条の二第二号中「第十五条の四の三第一項」を「第十五条の四の四第一項」に改める。

第六条の五第一項第二号チ(3)中「保管する特別管理産業廃棄物」の下に「(当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。)」を加える。

第六条の八第二号中「第十四条第三項第二号イ」を「第十四条第五項第二号イ」に改める。

第六条の十の見出し中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に改め、同条中「第十四条第三項第二号二」を「第十四条第五項第二号二」に、「第四条の六」を「第四条の七」に改める。

第六条の十一中「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に改める。

第六条の十二中「第十四条第十項ただし書」を「第十四条第十四項ただし書」に改める。

第六条の十四中「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第七項」に改める。

第六条の十五中「第十四条の四第十項ただし書」を「第十四条の四第十四項ただし書」に改める。

第七条の四中「第十五条の四の五第一項」を「第十五条の四の六第一項」に改め、第三章中同条を第七条の六とし、第七条の三の次に次の二条を加える。

（産業廃棄物の広域的処理の認定に関する読替え）

第七条の四 法第十五条の四の三第三項の規定により法第九条の九第八項の規定を準用する場合には、同項中「前各項」とあるのは、「第十五条の四の三第一項及び第二項並びに同条第三項において読み替えて準用する第三項から第七項まで」と読み替えるものとする。

（広域的処理に係る変更の認定等）

第七条の五 第五条の八から第五条の十までの規定は、法第十五条の四の三第一項の認定について準用する。この場合において、第五条の十中「第五条の八ただし書」とあるのは「第七条の五において準用する第五条の八ただし書」と、「法第九条の九第二項第一号」とあるのは「法第十五条の四の三第二項第一号」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第二条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「第十五条の四の五第一項」を「第十五条の四の六第一項」に改める。

(地方税法施行令の一部改正)

第三条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二十五の二中「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に、「同条第四項ただし書」を「

同条第六項ただし書」に改める。

第五十六条の五十三の二第二項第一号中「第四項」を「第六項」に改める。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第四条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第三十二条の八第一項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

(河川法施行令の一部改正)

第五条 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表(三)の項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に、「第十五条の三」を「第十五条の二の六」に改める。

(水質汚濁防止法施行令の一部改正)

第六条 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七十一号の四イ中「第十四条第四項ただし書」を「第十四条第六項ただし書」に、「第十四条の四第四項ただし書」を「第十四条の四第六項ただし書」に改める。

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令の一部改正)

第七条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令(平成五年政令第二百八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「第十四条第八項、第十四条の四第八項」を「第十四条第十二項、第十四条の四第十二項」に改める。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第八条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令(平成六年政令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四号中「第九条の二第一項」の下に「、第九条の二の二第一項及び第二項」を加え、「第三項、第四項及び第六項」を「第五項、第六項及び第十項」に改め、「第十四条の三」の下に「、第十四条の三の二」を、「第十五条の二の四」の下に「、第十五条の二の五、第十五条の二の六」を加える。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令及び特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正)

第九条 次に掲げる政令の規定中「第七条の三若しくは第十四条の三」を「第七条の四若しくは第十四条の三の二」に改める。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）第六条第二号二

二 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）第五条第二号二

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第十条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。

別表第四の二の項中「第十五条の二の四第二項」を「第十五条の二の五第二項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第十一条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表九十四の項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に、「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に、「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に改め、同表九十六の項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に、「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に、「第十四条の四

第五項」を「第十四条の四第七項」に改め、同表九十九の項中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改める。